

中世ジェノヴァ人の居留地ペラ

——研究と史料——

亀長 洋子

1. はじめに

日本の歴史学界において、ブローデル以降、一国史や狭義の都市史、王朝史を超えた地中海世界の歴史叙述の重要性が提唱されるなか、商業民・戦士・植民者としての中世のジェノヴァ人の対外活動のあり方は、その格好の素材を提供するといえる。彼らの対外進出先は、その進出先の幅広さや進出時期において、極めて先駆的であり、その対外進出の方法も多岐にわたっている。そのなかには中世ジェノヴァ人の行動様式の特徴としてしばしば指摘される私人としての行動の顕著さ、もしくは個人主義的性格として帰されるような活動も見られる。その一方、ジェノヴァ人史のなかでは強調されない公的組織・機関の存在も対外関係史の考察対象として重要な意味をもっている。ネットワークや異文化交流の要素も含め、居留民の世界を垣間みるための史料も残存しており、歴史研究の対象として豊かな可能性を有している。

対外進出先は、地理的な違いでの区分に加え、商業拠点としての規模に差があり、また、何らかの形での空間的支配のあり方によっても分類可能である。そして、ジェノヴァ人の対外進出に関する研究動向や史料状況も、進出先毎に様相が異なり、個別に検討する必要がある。こうした状況下、

筆者は中世ジェノヴァ人の対外進出研究にとって重要な進出先であるロマニア（理想的にビザンツ帝国領に属すると考えられていた、史料に登場する地域名。実際には、黒海・エーゲ海沿岸部を指す）について、クリミア半島のカッファに代表される黒海沿岸部、エーゲ海のキオス島に関する研究動向や史料状況をそれぞれ論じた¹⁾。

ところで、ロマニアにおいて、カッファやキオスと並ぶジェノヴァ人の三大居留地の一つとして、コンスタンティノーブル郊外のペラ（現ガラタ）があげられる。ペラは後述するように、13世紀後半以降のジェノヴァ人のロマニア進出において、いち早く彼らの拠点となった地区であり、ジェノヴァ政府からポデスタ（地方統治の代官）も派遣され、居留地行政と商業の中心地として機能した。ジェノヴァ人のロマニアでの居留地として最も知られた場所である。本稿は、こうしたジェノヴァ人居留地ペラについて、研究動向に留意しつつ、研究上での史料的可能性について論ずるものである。

2. 前史：12世紀におけるコンスタンティノーブルとジェノヴァとの関係史

ペラにジェノヴァ人居留地が形成されるのは1267年である。その契機としては、第4回十字軍以来コンスタンティノーブルを追われていたビザンツ帝国がこの地への復帰を目指すさいに、ジェノヴァの支援をとりつけたことがあげられる。このときの条約は1261年に締結されたニンフェオ（ニンファイオン）の条約と呼ばれ、ビザンツに対するジェノヴァ人の軍事奉仕とビザンツがジェノヴァ人に与える商業特権がその骨子を成す。ペラ居留地はこの条約が成立し、同年ビザンツがコンスタンティノーブルに

1) 拙稿「中世ジェノヴァ人の黒海——多元性のトボスとして——」高山博・池上俊一編『宮廷と広場』刀水書房、2002年、319-340頁。同「中世ジェノヴァ人のキオス進出史の動向」メトロポリタン史学会編『歴史における移動とネットワーク』（メトロポリタン史学叢書1）、桜井書店、2007年、117-135頁。

復帰してほどなくしてジェノヴァに与えられたのである²⁾。

ジェノヴァとペラ居留地との関係を考えるに際して、ここでは前史として、ニンフェオの条約以前の、12世紀の段階におけるコンスタンティノーブルの関係に目を向ける。この時期の研究動向の様相は、二つの分野に大別される。

一つは外交文書集を用いて解明された外交関係である³⁾。ヴェネツィア、ピサなどのイタリアの港湾都市にとって、当時の国際商業の中心地の一つであるコンスタンティノーブルから獲得した商業特権はその海上交易の発展において極めて重要な意味をもっていた。ジェノヴァは両都市から遅れ、また両都市に劣る内容で商業特権を1155年にマヌエル1世から獲得したが⁴⁾、同世紀を通じて、関税比率をピサと同等に下げべく交渉するなどその内容を自身に有利に変えていった様相が外交文書から判明する。加えてジェノヴァ人は皇帝軍での傭兵活動などを通じても現地での地位を高め、第4回十字軍の直前期にあたる12世紀後半、ヴェネツィア人がビザンツにおける自身の地位の動揺を意識するほど発展した。

またそうした特権獲得の過程において、ジェノヴァはコンスタンティノーブル内にエンボルムと呼ばれる貸与型の商業地区を認められることになり、ペラ以前に自身の居留地を獲得していた⁵⁾。のちのペラの獲得の先駆となる内容ともいえる。またニンフェオの条約の内容には、マヌエル1世時代にジェノヴァ人が獲得した特権の確約という条項もある⁶⁾。この時期

2) S. A. Epstein, *Genoa and the Genoese, 958-152.*, Chapel Hill, 1996, p. 68, pp. 150-151.

3) 中世ジェノヴァに関する外交文書集はいくつか存在する。本稿で言及している拙稿各種の註と拙稿『中世ジェノヴァ商人の「家」——アルベルゴ・都市・商業活動——』刀水書房、2001年所収の文献表を参照。また近年、中世ジェノヴァ史の外交文書集の基本ともいえる *libri iurium* の再編纂として、*Fonti per la Liguria* シリーズのうち、1, 2, 4, 10, 11, 12, 13, 15, 17, 20, 21, 22 巻が、*I libri iurium della Repubblica di Genova* の表題で刊行されている。*Libri iurium* の史料性格については拙稿「中世ジェノヴァの歴史叙述にみる「記憶」をめぐる考察」『日伊文化研究』第46号、2008年を参照。

4) S. A. Epstein, *Op. cit.*, p. 72.

5) *Ibid.*, p. 73

6) *Ibid.*, p. 150.

の条約がその後にと与えた影響の重要性が窺える。

この分野のジェノヴァとビザンツの関係史の研究文献の例としては、デイの『ジェノヴァのビザンツへの返答——1155-1204年——』があげられる⁷⁾。デイの著作ではジェノヴァのみならずビザンツ側、またヴェネツィアなど他国の外交史料も駆使し、ジェノヴァとビザンツの関係性を問うている。

もう一つの研究動向として取り上げるべきは、公証人文書の分析を通じて判明するジェノヴァとコンスタンティノープルの貿易活動の様相である。ジェノヴァには、中世ヨーロッパで一人の公証人の手により多くの文書が作成された最古の例とされるジョヴァンニ・スクリーバの公証人登記簿を始めとし、イタリア諸都市の中でもいち早く公証人文書の作成の記録が残存している。12世紀のジェノヴァで作成された公証人文書の多くは刊行も早い⁸⁾。定型の書式で書かれた史料が多く契約件数や取引額を数量化して表示するのも比較的容易であり、様々な研究者が自身の対象となる地域について数量化での分析を試みている。こうした個々に数量化された研究群を合わせて考察すると、広範囲を念頭に商業のあり方が見えてくる。例えばアブラフィアの『二つのイタリア』はこうした数量化という分析手法を用いてなされたこの分野の研究の中に数えられる⁹⁾。これはコンスタンティノープルとの商取引に限定された研究ではないが、ジェノヴァ商業全体の中でのコンスタンティノープルとの商業関係の位置づけを確認でき、地中海情勢が交易额に反映することなどが明らかになる。また例えば、数

7) G. W. Day, *Genoa's Response to Byzantium, 1155-1204. Commercial expansion and factionalism in a Medieval City*, Urbana and Chicago, 1988. origone のものもいれるか。
次期確認

8) ウィスコンシン大学の企画で12世紀のジェノヴァ人公証人登記簿のほとんどが刊行された。これらの公証人登記簿については拙稿『中世ジェノヴァ商人の「家」』の参考文献表を参照。また国立ジェノヴァ古文書館に残存する公証人登記簿については、拙稿「中世イタリアの公証人文書との日々——史料との出会い——」学習院大学文学部史学科編『増補 歴史遊学』山川出版社、2011年、225-238頁を参照。

9) D. Abulafia, *The Two Italies, Economic Relations Between the Norman Kingdom of Sicily and the Northern Commune*, Cambridge, 1977. 例えば p. 99, 111, 119.

量化による公証人登記簿の分析結果を複数照合した結果、ヴェネツィアの主導による第4回十字軍によりコンスタンティノープルにラテン帝国が成立していた13世紀の前半には、ジェノヴァ人公証人文書のなかにはコンスタンティノープル方面での商取引を想定して結ばれた契約文書は極めて少なく、ニンフェオの条約以降は逆に飛躍的にこの地域での商取引が増加することも明らかになり¹⁰⁾、地中海世界の政治情勢と商業事情との関係を示す格好の事例を提供している。

こうした二つの大きな動向の潮流以外に注目すべきその他の点としては、ジェノヴァ人史を考える上でのキーワードともいえる個人主義の問題との関係である。例えば、前述のデイの著作では、12世紀後半に、有力なジェノヴァ人家系であったグエルチオ家の人々が、コンスタンティノープルへの大使等の公職を通じてビザンツ帝国の信頼を得つつ、また同時にこの地での利権をめぐる争うジェノヴァ人の党派抗争からも利益を得て、自らの私腹を肥やす行動をとったことを明らかにしている¹¹⁾。中世後期のジェノヴァ人史の中に顕著になる海外の君主の厚意を得て自らの私的な利権を獲得する行為の原型が、ジェノヴァとコンスタンティノープルの関係史の中にいち早く見られるのである。

3. 19世紀の代表的研究と史料編纂

次に、ペラが成立して以降の研究文献と史料状況について述べていく。ペラに関する研究者の関心は19世紀に遡る。この時期の代表的研究としては、サウリの『ガラタにおけるジェノヴァ人居留地について』があげられる¹²⁾。原著は全2巻、そのうち第1巻は4部、第2巻は2部に分かれており、12世紀から1453年の時期を対象としている。第2巻の巻末には

10) S. A. Epstein, *Op. cit.*, p. 97, 142.

11) G. W. Day, *Op. cit.*, passim, 特に pp. 108-128.

12) L. Sauli, *Della colonia dei Genovesi in Galata*, Torino, 1831.

史料も一部含まれている。空間としてのペラに限定せず、ペラに関わるロマニア世界と、ジェノヴァ、ビザンツ、イスラーム、タタール、ヴェネツィア、教皇庁などこの地域に登場する諸勢力、また中には交易面との関連では遠くイングランドまで、多様な地域との関係性を示す項目が非常に多く取り上げられている。古い時期の研究ゆえ、因果関係の精密な分析などは求めるべくもないが、項目の多さは視野の広さの表れであり、この地域を一つの世界として認識する枠組みが19世紀前半には存在していたことを本書は示している¹³⁾。

19世紀に編纂された史料集としては、ジェノヴァ人史家ベルグラノーの編纂による『ペラ居留地に関する最初の史料集』¹⁴⁾『ペラ居留地に関する第二の史料集』¹⁵⁾『ペラ居留地に関する最初の史料集の補完表』¹⁶⁾がある。『ペラ居留地に関する最初の史料集』『ペラ居留地に関する第二の史料集』は、政治文書、書簡、ジェノヴァ年代記、公証人文書、後述するペラの条例集、会計簿などから部分的にペラに関する史料を所収している。内容の項目は、ここではごく一部を紹介するにとどめるが、例えば、シチリア¹⁷⁾、アルメリア王国¹⁸⁾、ブルガリア¹⁹⁾などとの外交関係、相続や遺贈関係²⁰⁾、金銭預託や両替²¹⁾、ガラタ地区でのジェノヴァ人の区画制

13) ペラに限定された研究ではないが、19世紀の研究としては、以下の文献も中世から16世紀前半頃までを中心としたジェノヴァ、ビザンツ、トルコの関係性を論じている。C. Manfroni, 'Le relazioni fra Genova, l'impero Bizantino e I turchi', *Atti della società ligure di storia patri.*, vol. 28, fasc. P3, p. 575-856.

14) A cura di L. T. Belgrano, 'Prima serie di documenti riguardanti la colonia di Pera' in *Atti della società di Ligure di storia patri.*, vol. 13, fasc. 2, Genova, 1877.

15) A cura di L. T. Belgrano, 'Seconda Serie di documenti riguardanti la colonia di Pera', *Atti della società di Ligure di storia patria*, vol. 13, fasc. 5, Genova, 1884.

16) A cura di L. T. Belgrano, 'Tavole a corredo della Prima Serie dei Documenti riguardanti la colonia genovese di Pera', in *Atti della società di Ligure di storia patri.*, vol. 13, appendice, Genova, 1888.

17) A cura di L. T. Belgrano, 'Prima serie', doc. 1.

18) *Ibid.*, doc. 4.

19) *Ibi.*, doc. 29.

20) *Ibid.*, doc. 5; doc. 27.

21) *Ibid.*, doc. 6.

限²²⁾、ポデスタによる法の発布²³⁾、ペラに関するビザンツ皇帝とジェノヴァ政府の取り決め²⁴⁾、ペラにおける火災²⁵⁾、ジェノヴァ政府の居留地経営に関する措置²⁶⁾、トルコ人君主との外交書簡や取り決め²⁷⁾、ペラやそのポデスタが関与した会計記録²⁸⁾、ビザンツ皇帝からジェノヴァ人へのテネドス島譲渡²⁹⁾、ヴェネツィアと戦ったペラの人物に対する教皇の赦免³⁰⁾、俸給の支払い³¹⁾、会計簿（massaria）³²⁾、税の出納³³⁾、ペラの防衛のためにジェノヴァから派遣されたガレー船についての布告³⁴⁾、船に関する様々な経費³⁵⁾など、政治、経済、行政、財政、外交、社会、宗教、軍事など所収された史料の内容もその出典も極めて広範囲である。史料には紙や羊皮紙に書かれたものに加え、碑文類も含んでいる。また、史料が属する時期としては、ペラ居留地が成立して間もない頃から始まり、1453年のコンスタンティノープルの陥落以後のものも一部含んでいる。

所収されている各史料については、部分的な引用に留まっているものもあり、また、体系的に欠けるなど、史料編纂上の問題も指摘されるが、ペラを研究するにあたり検討すべき史料源を示してくれているともいえ、また、引用している史料の種類の幅広さは、ペラの研究の可能性の豊かさを示唆すること大である。

22) *Ibid.*, doc. 9.

23) *Ibid.*, doc. 11.

24) *Ibid.*, doc. 12.

25) *Ibid.*, doc. 13.

26) *Ibid.*, doc. 14.

27) *Ibid.*, doc. 17; doc. 30.

28) *Ibid.*, doc. 23.

29) *Ibid.*, doc. 24.

30) *Ibid.*, doc. 28.

31) *Ibid.*, doc. 31; doc. 34

32) *Ibid.*, doc. 32.

33) *Ibid.*, doc. 33.

34) *Ibid.*, doc. 37.

35) *Ibid.*, doc. 38.

4. ペラの都市条例

19世紀に刊行されたまとまった量を有する法史料としては、『ペラのジェノヴァ人居留地の条例集』があげられる³⁶⁾。ニンフェオの条約から三十数年経った1293年頃より条例はまとめられ始め、ジェノヴァ政府から同地に派遣された役人たちの存在や、また、地域商業に関する法などが確認される。居留地の統治システムはジェノヴァの従来法の慣行などを含みつつ徐々に整っていった。そして1316年頃にはこの条例集は完成をみる。全体で全6巻の構成である。

この条例集の内容構成については、条項数は多いものの、必ずしも分野別に体系化されている訳ではない。各巻に含まれる内容を一部紹介しよう。

まず始めに、第1巻から第5巻までを取り上げる。

第1巻（1～17条）では、大司教の権限、家族法の大枠などが規定されている。第2巻（18～101条）では、例えば、税、商品の取り違え、他者の財産の侵害、抵当、土地に関する紛争、負債など、訴訟、商法、利権に関わる詳細で様々な条項が取り上げられている。第3巻（102～154条）では未成熟者後見、女性の財産権など、家族法に関する詳細な規定が多くを占めている。第4巻（155～205条）では、殺人、暗殺、傷害、損害賠償、偽造貨幣、偽造文書、姦通法、収監、逃亡した水夫の捕縛など、犯罪と刑法罰に関する主題に関する規定が多い。第5巻（206～234条）は商法に関する一連の規定が並ぶ。なかでも中心となるのは、ソキエタスやコンメンダに関する各種規定、商品売買、難破時の対応なども含め、旅や航海と商品に関する規定である。

第1巻から第5巻までの内容と史料としての可能性を検討しよう。

36) V. Promis, 'Statuti della colonia genovese di Pera', in *Miscellanea di storia italiana.*, XI, 1870, pp. 513-780; これは翌年, Ed. da V. Promis, *Statuti detta Coionia genovese di Per.*, Torino, 1871として単著の形で再販された。本稿では前者を参照。

第1巻から第5巻までは、その内容から13世紀末の本国ジェノヴァ政府の条例を踏襲しているとジェノヴァ史の泰斗ピスタリーノは評価している³⁷⁾。また、13世紀末の本国ジェノヴァの都市条例は十分に残存していない。それゆえ家族法に関する記述など民法にあたる部分なども含め、本国の法規定を推論する参照軸としての可能性をペラの都市条例は有していると筆者は考える。

さらにこうした史料状況について、居留地研究の視点から補足的な解釈を加えたい。史料集の冒頭には、incipiunt rubrice capitulorum comunis ianueとあり、ジェノヴァ政府の規定の条項が始まると書かれている³⁸⁾。そして1巻から5巻までの具体的な条項のなかには、例えば第87条のように、リグリアとピエモンテの境界地域にあるガーヴィの侯とジェノヴァ政府との領域関係に関する条項も含まれており、明らかに居留地行政と関係のない項目もある。ジェノヴァ政府の決定事項をさしたる選別なしに居留地行政向けの条例集に挿入した結果とも考えられる。しかしながら、先述のガーヴィの侯のような地域に特化した事例は別として、大司教や政府のコンスルに関する数々の条項などは、本国での統治や社会慣行の基本的な枠組みを居留地世界の前提としていることを知らしめるという発想に基づき居留地の条例の冒頭におかれているという一面があるのではないかという点も付記しておきたい。また商法関係での条項の多くは既に述べたように海上投資に関わる内容であり、居留民にとっても有益な内容も含んでいる。未整理ではあるけれど、居留民に読ませ利用させる意図も大いに含めて本国ジェノヴァの規定の部分が冒頭におかれていると筆者は考える。

第6巻（235～277条）は、それまでの5巻と明らかに趣が異なる。

編者であるプロミス作成と思われる目次では、第6巻と書かれているものの、原本の目次と思われる部分の記載では、第5巻までは巻の表記があ

37) G. Pistarino, *I Gin dell' Oltremare*, Genova, 1988. 特にCapitolo IV, Due secoli tra Pera e Caffa.

38) V. Promis, *Statut.*, p. 549.

るのに対し、第6巻という表記はなく、第6巻にあたる部分は「ガヴィオ・タルターロによってなされる措置の条項」³⁹⁾とあり、そのあと235条～251条の条項名が続き、そのあとに「黒海とコンスル（領事）とレクトールのことに関してジェノヴァでなされる扱いについての条項」⁴⁰⁾とあり、252条から277条までの条項名が続く。その後、「これらは法廷が開催されない休日である」との記載があり、休日のリストが付され、Amenと3回書かれ、この史料の末尾となる⁴¹⁾。

第6巻にも、他の巻と同様、居留地以外に関する規定も含まれており、また、例えば第270条のように、故ボニファチオ・デ・オルトの遺児たちに対する危害の防止といった、一般性をもたない条項もある。しかし第6巻では、既に前述のピスタリーノの文献でも指摘されているが、居留地行政を意識した条項が多くを占める。例えば、コンスルほか、各種居留地行政に関わる役人の規定が含まれる。コンスルについては、選出、任期、役割、俸給、ジェノヴァの法を遵守する義務、カッフアやサヴァストのコンスルがペラのポデスタに従属することなどを規定した条項群が存在する。居留地議会の議員の選出、会計官などの役人、貨幣鑄造の禁止、船の入札の規定、布の長さの基準といった条項もある。また第6巻では、例えばペラ、カッフア、サヴァスト、キプロス、タナ海、黒海、ガザリア（クリミア半島地域を表す当時の地名表記）、トルコ、ビザンツ帝国といった、この地域の地名が規定の中に数多く現れる。地名を冠した規定としては、例えば、黒海に関する規定には、危険を意識した上での黒海内への航行を制限する条項などがある。

条例集編纂という視点から考えると、形式的にも、内容的にも、明らかに第6巻のみ異なることは明白である。第5巻までの本国の原理に乗っ取

39) *Ibid.*, p. 559. Rubriche oridinamentorum factorum per D. Gavinum Tartaro

40) *Ibid.*, p. 600. Rubriche tractatorum factorum in Ianua super facto maris maioris et consulum et rectorum

41) *Ibid.*, pp. 562-563. hec sunt dies festivi in quibus curie non sunt tenende

った条項に加え、現地に必要な情報を付加していると考えられる。

では、この条例集、とりわけ第6巻を用いての、既存の研究の成果をいくつか紹介しよう。ピスタリーノはこの条項のあり方から、黒海沿岸部のジェノヴァ人居留地には、ビザンツ皇帝の介入はほとんど見られず、ジェノヴァ人による自治の度合いが高いことを主張した⁴²⁾。また個々の役人の機能、任期、選出方法等については、バラールがその大著『ジェノヴァ人のロマニア』の中でのペラ居留地の基本情報として、本稿で紹介する様々なペラに関する史料を駆使して丁寧に説明している⁴³⁾。しかし、早くに刊行されたにもかかわらず、この史料の利用度は現在までのところそう高くないように筆者には感じられる。役職の制度以外にも、個別事情を含んでいると思える条項もあり、さらなる視点での利用が可能であろうと思われる。

5. ペラに関する会計史料

ジェノヴァ人の居留地行政の史料のうち、居留地での作成であり、ある程度のまとまりをもつものは税収の記録である。

ジェノヴァ政府の会計関係の史料は、様々な史料類型の形でジェノヴァ国立古文書館に伝来している。そのなかで特徴的なものに、公債関係の史料群がある。ジェノヴァでは12世紀半ば以降、政府が公債を発行し続けており、その債権について、債権者たちが団体を形成し、都市国家財政に圧力をかけてきたことで知られている。15世紀初頭に成立した公債債権者団体であるサン・ジョルジョ銀行は、債権者団体の中で最も成長し強大な権力を獲得し、税収や債権の運用などに関し、本来政府外の私的な団体に端を発するにもかかわらず都市国家財政の実権を徐々に掌握していっ

42) G. Pistarino, *Op. cit.*, p. 203

43) M. Balard, *La Romanie génoise (XIIe-début du XVe siècle.)*, 2 vols., Gênes-Rome, 1978, pp. 359-368.

た⁴⁴⁾。

サン・ジョルジョ銀行関連の史料は膨大に存在しているが⁴⁵⁾、カッファやコルシカが一時期この団体の支配下にあった関係があり、またキプロスのマオーナ⁴⁶⁾の債権が最終的にサン・ジョルジョ銀行に統合された経緯もあってか、居留地行政に関する史料がこの銀行関係の史料群に含まれている⁴⁷⁾。この史料群に含まれている居留地としては、コルシカ、カッファ、ファマゴスタ、キオス、ペラがあげられ、これらのうち複数の地域名を冠した史料名もいくつか存在する。また、ロマニア局（ジェノヴァ政府の居留地行政関連部局の一つ）の行政記録もこの分類のなかで確認される。史料内容の表題に含まれる機能としては、監査、出納記録など多様であるが、史料の多くはマッサリア（massaria）と呼ばれる、ロマニアに限らずジェノヴァの支配領域でしばしば見られる徴税記録の類型に属する⁴⁸⁾。

上記のカタログに史料の表題が登録されているジェノヴァ国立文書館の所収の東地中海、ロマニアに関する史料状況について説明する。カッファに関する史料はカッファ単独の史料名を冠したもので43巻あり、そのうちマッサリア史料は1374年から1472年まで37巻、その他の史料は6巻（1412年から1470年までの期間）で、それぞれの期間について部分的に残存している。キプロスのファマゴスタについては、同じく単独の史料名を冠した35巻の史料があり、そのうちマッサリア史料は1391年から

44) サン・ジョルジョ銀行については、拙稿『中世ジェノヴァ商人の「家」』第二部第十四章を参照。

45) サン・ジョルジョ銀行関連の史料については、*Inventario dell'Archivio del Banco di San Giorgio (1407-1805)* との表題で、1989年以降今日まで十数巻以上のカタログが刊行されている。

46) マオーナとは、その地の征服に関する債権に支配の根拠をもつ植民者団体を指す。支配の形態はそれぞれ異なるが、ジェノヴァ人はキオス、キプロス、コルシカに関して、この名を冠した支配を行なった。拙稿『中世ジェノヴァ商人の「家」』第二部第八章を参照。

47) この史料群は、国立ジェノヴァ古文書館のカタログである *pandetta 18* の中の、*sala 34*, *Banco di San Giorgio*, *Cancelleria*, *primi Cancellieri*, *conti*, *portofranco*, *gabelle* の項目に含まれる。

48) カッファのマッサリア史料については、拙稿「中世ジェノヴァ人の黒海」322頁を参照。

1465年まで部分的に20巻、その他の史料は1388年から1471年までの期間で15巻（マオーナ関係の1巻を含む）を占めると思われる⁴⁹⁾。

このように、カッファやファマゴスタについては、史料の表題の数も多い。加えて、史料自体としても、カッファやファマゴスタのマッサリア史料はA3サイズ用の紙を厚さ30センチメートル程度束ねて綴じられているものが多く、この両都市については膨大な史料が残存しているといえる。一方、ジェノヴァ人の居留地の中でも重要堂の高いキオスについては、ここに分類されているキオス関係の表題の史料は3つしかなく、またそれぞれ数十葉程度の分量しかない。

本稿の中心であるペラについても、このカタログに見られる史料表題はわずかである⁵⁰⁾。マッサリアの史料として1330年、1390年、1402年のもの、また監査の史料（sindicamenti）が1402年、1403年のものが伝来している。3つのマッサリア史料については、各頁内の左部分には、ファーストネームのアルファベット順で人名が、そして右部分には金額が記載され、一人一人の名前の間には十分な余白が残されており、必要に応じて様々な書き込みがなされている。これは公債や、時には直接税の史料にも見られるジェノヴァの会計簿で定番の形式に通ずるものである。また、監査に関する二つの史料は、決定毎にその内容を文章形式で記載していく叙述形式であり、ジェノヴァの長老会議事録に類似の書式といえる。

ペラのマッサリア史料の少なさについては、ジェノヴァ人の黒海商業の展開のなか、交易の拠点としての比重が黒海内部により入り込んだ位置にあるカッファへ移動したことが、その根拠の一つであると考えられる⁵¹⁾。

49) 一部異なる史料も混在している可能性がある。

50) ペラの史料として、manuale との表題が一点カタログにみられるが、これについて筆者は現在まで未調査であり、今後の課題としたい。

51) ペラからカッファへの居留地行政の重心の移動については、拙稿「中世ジェノヴァ人の黒海」326頁。

6. ペラの公証人登記簿

前述のように、公証人登記簿は、その史料としての古さ、残存量などから、中世ジェノヴァ史を代表する史料として知られている。膨大に史料が残存するなか、様々な理由でその一部は刊行されてきた。

戦後の中世ジェノヴァ史に関する代表的イタリア人研究者であり、学派を率いているともいえるリーダーシップを持って学界を牽引した人物に前述のピスタリーノがいる。彼が関与した分野は幅広いが、その力点の一つに、ジェノヴァ人の対外進出研究がある。彼が関与したこの分野の企画も数多いが、その一つに、主として1970年代、80年代になされたジェノヴァ人居留地で作成されたジェノヴァ人公証人登記簿の刊行事業がある。この編纂事業では、「海外のジェノヴァ人公証人」という共通の表題のもと、地域名や、時には公証人名、年代も表題に示される⁵²⁾。公証人文書の編纂自体は彼が主導する以前にもあるものの、編纂基準の曖昧さなども伴う抜粋的な一面があるという欠点も見られた。それに対し、彼の主導した編纂事業ではそうした欠点を克服し、史料状況を明白にした上で編纂しようという意向が各刊の序文で理解できる。ピスタリーノが主導した時期以降も、こうした史料に対する姿勢を維持しつつ居留地で作成されたジェノヴァ人公証人を刊行しようする動きは続いている⁵³⁾。しかし、ある程度まとまった量が残存している在居留地のジェノヴァ人公証人登記簿の刊行は、国立ジェノヴァ古文書館のカタログなどから理解する限り、ほぼ終わりに近づいていると思われる。

52) こうした共通表題の表現形式の具体例については、後述の註55での文献の題を参照。

53) こうした海外居留地でのジェノヴァ人公証人登記簿の刊行史料については、拙稿「中世ジェノヴァ人居留地の遺言書が語るもの」『学習院大学文学部研究年報』56号、2009年の註5（46-48頁）を参照。また、これらに加えて、2009年以降、ペラで作成されたものではないので詳細は省くが、さらに数点の海外居留地でのジェノヴァ人公証人登記簿が刊行されている。

こうした刊行史料のなかで、ペラで作成された公証人登記簿は多くはない。編纂に問題はあつたものの、戦前のロマニア研究の大家であるブラティアヌにより、13世紀のものがカッファと合わせた形で刊行されている⁵⁴⁾。そして、ピスタリーノ主導下以降も、前述の「海外のジェノヴァ人公証人」シリーズに所収されているペラで作成された公証人登記簿は15世紀のものがわずかに1巻あるのみであり、所収されている文書数も他の巻に比べて多いとはいえない。加えて、そこに所収されている史料には、一人の公証人の手によってペラにて作成された史料群としてまとまった分量のあるものは少なく、各公証人がジェノヴァ本国などで作成した公証人登記簿のなかにペラ滞在時に作成したいくつかの文書群を集めてかろうじて一つの巻にまとめているといった具合である⁵⁵⁾。その後もペラで作成された文書の発見もあつたが⁵⁶⁾、新規の公証人文書の発見については国立ジェノヴァ古文書館所蔵の文書としてはこれ以上多くは期待できないだろう。

ただし、ペラは、他の居留地作成の公証人登記簿でも頻出の項目である。金銭貸借の決済地、商品の売買先、財産の存在地、移動先、ペラのポDESTタやその他の役人への言及、人々の名に冠された地名としてなど、その内容は多岐にわたる。他地域にまたがるテーマの一環としてペラの情報を他地域の公証人登記簿から数多く収集することは十分可能である。

7. コンスタンティノーブルの陥落に関して

1453年、オスマン帝国のメフメト2世がコンスタンティノーブルを陥落させビザンツ帝国が滅亡した。これはペラに関する歴史的な事件として

54) Par G. I. Brătianu, *Actes des notaries génois de pera et de Caffa de la fin du Treizième siècle (1281-1290)*, Bucarest, 1927.

55) A cura di A. Roccatagliata, *Notai genovesi in Oltremare: atti rogati a Pera e Mitiline, Tomo I, Pera 1408-149.*, Genova, 1982.

56) A. Roccatagliata, "Notai genovesi in Oltremare: Atti rogati a Pera (1453)," *Atti della Società Ligure di Storia Patria*, 39 (1999)

最も知られたものであることはいまでもない。この事件の研究傾向については、筆者は別稿でも言及した⁵⁷⁾。本稿の最後にこの事件に関する史料動向に言及したい。

ペラとこの事件との関係について、最も知られた史料は、征服直後にメフメト2世がペラの最後のポデスタであるアンジェロ・ジョヴァンニ・ロメッリーニとの交渉ののち、ペラの住民に対して発給したアフドナーメ（盟約の書）であろう⁵⁸⁾。この文書で示される文言で保証される内容と、その後発布されたペラ住民に対する規定などもあわせて、ペラの住民が被った状況について様々な解釈が施されている。

この事件についての抜粋の史料集としては、ペルトゥーシが編纂した『コンスタンティノープルの陥落』がある⁵⁹⁾。全2巻にて編纂されており、第1巻は「同時代人の証言」、第2巻は「世界での反響」との副題がついている。第1巻では、まず序文で、世界が抱いていた恐怖心、メフメト2世観、トルコの潜在的軍事能力、ビザンツ帝国の崩壊の意味、コンスタンティノープル陥落の情報の普及、この事件に関与した人々の感傷、同時代のトルコ人から見たコンスタンティノープル奪取の意味などについて手際良く述べられ、続けて、前史となる1448年から事件直後の1453年12月28日までの関連年表が付加されている。その後、16人（正確には、一つの史料について二人の執筆者が想定されている史料があるため17人）の執筆内容について、執筆者自身の経歴等と史料の紹介の後、この事件に関する史料の該当部分が引用されている。史料は、イタリア語のものはそのままイタリア語、ラテン語史料とギリシア語史料については原文とイタリア語の両方を対訳の形で、またトルコ語史料についてはイタリア語訳のみ

57) 拙稿「(仮題) コンスタンティノープル陥落直後における居留民の行動と心性——中世ジェノヴァ人公証人登記簿の分析から——」2017年吉田書店より刊行予定の共同論文集に所収予定。

58) この史料については、堀井優氏による翻訳がある。歴史学研究改編、『世界史史料2 南アジア・イスラーム世界・アフリカ』、岩波書店、2009年、262-264頁。

59) A cura di A. Pertusi, *La caduta di Costantinopoli*, 2 vols., Fondazione Lorenzo Valla, 1976.

が掲載されている。執筆者は、ヴェネツィア人医師ニッコロ・バルバロが執筆した日報、最後のペラのポデスタであったジェノヴァ人アンジェロ・ジョヴァンニ・ロメッリーニが戦後1ヶ月に満たない時期に送った書簡、キオスのレオナルドやキエフのイシドーロといった聖職者たちの書簡、コンスタンティノーブルの防衛戦に参加したフィレンツェ商人ヤーコボ・テダルディの記録、ペラと同様ジェノヴァ人の代表的居留地であったカッファの司教ジャコモ・カンボラがハンガリー王ラースロー5世に語った演説、事件時にコンスタンティノーブルにいたギリシア人修道士ゲオルギオス・コルテセスの記録、トルコ軍に従事したセルビアのオストロヴィア出身のコスタンティーノ・ミハイロビッチの記録、ダマスクスで生まれたという説のあるメフメト・セムス・エッディーンがメフメト2世にあてた書簡、メフメト2世に仕えた書記官僚で、トルコの同時代の歴史を描いたトゥルスン・ベイの『征服者の歴史』の記述など、広範な類型の史料を編纂している。巻末には、各史料についての充実した注釈があり、読解時の一助となる。

第2巻で言及される史料も幅広く、「東西における反響」との項目で20名、そして「悲嘆」として11名の手になる史料が含まれている。史料の引用形式は第1巻と同様であり、第2巻末尾には、両巻を通じての索引がある。前者の項目には、第1巻と異なりそのときコンスタンティノーブルにて同事件を直接目撃した訳ではないけれど、遠からぬ時期に事件を入手した個人もしくはヴェネツィアの元老院といった団体が、教皇ニコラウス5世、ジェノヴァのドージェ、シエナの政府、アラゴンのアルフォンソ5世などにあてた書簡や、西欧側、トルコ側など様々な国の執筆者が書いた歴史書などが所収されている。後者の項目では、歴史家の手による歴史叙述は1つだけであり、残りはすべて哀悼歌や叙情詩など、詩の形式をとったものである。悲嘆の内容には、コンスタンティノーブルの陥落自体、対トルコに関するキリスト教徒への勧告、コンスタンティノーブルの町自体、ビザンツ皇帝、聖ソフィア大聖堂など様々である。

この史料集の索引には、ペラ、そしてガラタの項目もあり、その引用回数、全地名索引の中でも極めて多い。第1巻の同時代史料のみならず、第2巻の詩のなかでの引用も見られ⁶⁰⁾、この世界史的事件とペラとの可能性を考える視角も幅広い。抜粋史料集なので、個々の史料については原典を検討する必要があるが、この事件を多角的に考える上で有益である。

8. おわりに——研究の可能性——

最後に、これまで述べたような史料と研究をふまえて、ペラの研究の可能性に関する筆者の見解を述べたい。

前述の通り、筆者は過去の黒海世界やキオスに関するジェノヴァ人居留地に関する研究動向を論じたことがあるが、その結果を念頭におきつつペラに関する研究と史料を本稿で概観した結果、他のロマニア研究に比べて、ペラ自体を主題にした研究も史料も乏しいことが判明した。ペラを検討対象の中軸に据えた研究文献は、近年は重厚な単著の形では存在していない。加えて、ペラを中軸とする主要史料の残存時期は、都市条例とマッサリア史料は14世紀初頭前後と比較的遠くはないもののこの時期の公証人登記簿はわずかである。そしてその後の時期については15世紀のペラで作成された公証人登記簿はあるものの同地に焦点をあてた法的な規範史料はなく会計関係の残存史料もわずかである。各史料の残存状況の時期やバランスにずれがあり、複数の史料を同時に分析対象とするには扱いづらい面がある。

しかし、こうした困難を伴うものの、ペラに関する研究の可能性は方法論的にも内容的にもさらなる発展が十分に期待できると筆者は考える。それについて、まずは、まだ未検討の史料が数多く存在する点があげられる。ペラの都市条例についても、ペラで作成された公証人登記簿についても、

60) *Ibid.*, vol. 2, p. 303.

個別論文がいくつか存在するものの、まだ未検討の条項や文書も含まれている。ベルグラノーの史料集の所収史料もあまり引用されておらず、また、その史料の源となっている史料群の中には、まだまだ関連史料を探索しうる。

また、これまでにあまり用いられていない視点での史料検討も可能である。例えば、数巻のみ残存するとはいえマッサリア史料には、納税者がリスト化されているともいえ、彼らの氏名など細部の検討は、ジェノヴァ人やギリシア人等も含めペラに集っていた住民構成の一端を解明する手がかりとなると思われる。監査の史料が指摘する個々の案件は、ペラという空間において現場の動態的な状況を知る貴重な材料といえる。

そして、本稿を通じて再確認したこととして、ペラの研究の可能性については、ネットワークや広域にまたがるテーマのなかに多くを見いだせるのでは、という点を指摘したい。未開拓の領域が多い外交文書、他地域で作成された公証人登記簿にも多く現れる点、コンスタンティノーブル陥落に関する人々の注目など、ペラは史料の残存状況的にも話題としても他地域との関係性のなかでその姿を見い出されるのである。本稿の冒頭でローデル以降の国家史観を超えた視点への注目について言及したが、ペラについての研究は、研究傾向のみならず史料の動向からも否応なしにそうならざるを得ない要素をもっていることを示唆して本稿を終えたい。